高槻市　サービス付き高齢者向け住宅登録事務手続きフロー

事業者	都市創造部住宅課	健康福祉部福祉指導課

■登録手続

・事前相談（要予約）

相談【（市）要綱　様式1-1】 → **住宅課**
・面積、設備基準等の確認

相談【（市）要綱　様式1-2】 → **福祉指導課**
・老人福祉法に基づく有料老人ホームの該当判断

← **回答**　　← **回答**

手続きをスムーズに行うため、開発協議、建築確認申請の前に事前相談を行ってください。
相談時には、施設概要、サービス内容の概要、建築図面等が必要です。

また、事前相談後も計画に変更があった場合は、随時ご相談ください。

・開発許可申請
（審査指導課）

・事前協議（要予約）

→ **事前協議**　**福祉指導課**
【要綱 様式2】x3部提出（正・正・副）

・事前協議は1ヶ月以上必要とすることもありますので、期間に余裕を持って提出してください。

・サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国庫補助）の申請をされる場合は、同時に『サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書』を提出してください。

・建築確認申請

1ヶ月程度

← **事前協議完了通知(副本返却)**

・確認済証の交付

・登録申請（要予約）

→ **登録申請書 【規則 様式1】（サ高住登録システムにて作成）x2部提出（正・副）**
住宅課

1ヶ月程度

← **登録通知書（副本返却）**

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、住所地特例対象施設であるため、住所地特例対象者が入居、退去された際は健康福祉部長寿介護課への連絡が必要です。

■その他の手続

☆登録事項等の変更　届出（変更後30日以内）【規則（国交省・厚労省）別記様式第2号】1部提出（正）
事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆地位承継の届出　届出（地位承継後30日以内）【要綱 様式6】　1部提出（正）　※同時に登録事項等の変更届も提出
事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆廃業等の届出　届出（廃業等の30日前まで）【要綱 様式7】　1部提出（正）
事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

☆登録抹消　申請（または取消事項に該当するとき）【要綱 様式8】　2部提出（正・副）
事業者 → **住宅課** → 住宅課から連絡 → **福祉指導課**

有料老人ホームに該当するものでサ高住に登録しないものは、
有料老人ホームとしての届出が必要です。
（高槻市健康福祉部福祉指導課に届出）

■予約・問合せ先　…都市創造部　住宅課（TEL：072－674－7525）